

私立高等学校、特別支援学校、  
高等課程を置く専修学校及び各種学校設置者 様

岩手県ふるさと振興部学事振興課総括課長

私立高等学校等学び直し支援補助金の受給資格認定申請について（通知）

私立高等学校等学び直し支援補助金について、受給資格の認定を行いますので、下記の提出書類を取り  
まとめの上、**令和6年6月7日（金）**までに提出してください。

記

1 提出書類

(1) 受給資格の認定申請をする者が作成する書類

ア 私立高等学校等学び直し支援補助金受給資格認定申請書【様式1】

イ 令和5年度の課税標準額及び市町村民税の調整控除額が確認できる書類（「令和5年度住民税課  
税証明書」等）

※ただし、高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）の申請で、当課へ個人番号確認  
書類等を提出している場合は不要。

ウ 退学の事由を証する書類（就学支援金受給資格消滅書等）

(2) 学校設置者が作成する書類

ア 私立高等学校等学び直し支援補助金受給資格認定申請者一覧【様式2】

イ 私立高等学校等学び直し支援補助金受給資格認定申請者一覧（1単位あたりの授業料を徴収す  
る場合）【様式2】※単位制のみ

2 受給対象者の具体例

(1) 高等学校等を中途退学し、かつ、就学支援金新制度対象者であって、今年度中に就学支援金支給  
期間である36月（通信制は48月）を超える者

(2) 高等学校等を中途退学し、かつ、就学支援金新制度対象者であって、就学支援金の支給期間は満  
了していないが、就学支援金支給上限である74単位に達し、74単位を超えて単位履修を受ける者  
※単位制のみ

(3) 高等学校等を中途退学し、単位制高等学校に入学した場合、当該単位制高等学校において卒業  
に必要な単位として認定を受けた単位数、就学支援金の支給対象単位数、学び直し支援補助金の支給  
対象単位数を合算し、74単位を超えていない者

3 今後の事務処理について

(1) 上記期限までに申請があったものは、7月中を目途に受給資格認定を行います。今年度に高  
等学校単位制に入学し、就学支援金の支給対象単位が残っているため、就学支援金の受給資格認定申  
請書を提出している場合は、就学支援金の認定後となります。

- (2) 受給資格認定後に交付申請、交付決定となります。交付は、対象月を4～6月、7～9月、10～12月、1～2月、3月の5期に分け、学校設置者から県への支払請求に基づき行います。(詳細は、別途通知します。)
- (3) 提出期限以降に新たに対象者が生じた場合は、事前に連絡の上、受給を開始する月の末日までに提出願います。
- (4) 収入状況の確認については、収入状況届出書により別途提出依頼を行います。

#### 4 その他

令和5年度から家計急変支援制度を創設したことに伴い、該当がある場合には、次のとおり取り扱います。

##### (1) 提出書類

受給資格認定申請書(様式1)について、従来の申請分と家計急変支援分の様式を区別しているの  
で、申請手続の際は留意のこと(家計急変分は、申請書(表面)右上にその旨を明示)。

##### (2) 提出期限

家計急変支援分は、通知の期限以降も、随時申請を受け付けます。なお、申請期限は、今年度の最  
終の変更手続に合わせ、別途通知します。

担当：私学振興担当 向井 TEL：019-629-5042 / FAX：019-629-5049 Mail：AH0007@pref.iwate.jp
--